## 第1章 理念・目的

現状の説明		i i	価		発展計画		根拠資料	
点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。		効果が		効果が上がっている点	改善を要する点に	に対する発展計画		
●…学部等が掲げる方針や目標の 達成状況を評価する項目です。	C列の点検・評価項目について、 必ず記述してください	上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述			(中長期的対応) H列にあれば記述	Alt+Enterで箇条書きに	
(1) ●●研究科の理念・目的は適気	切に設定されているか							
a ②学部、学科または課程ごとに、大学院は研究科または専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則またはこれに準ずる規則等に定めていること。 ②高等教育機関として大学が追及すべき目的を踏まえて、当該大学、学部・研究科の理念・目的を設定していること。	本法科大学院の理念・目的は、「明治大学法科大学院学則(以下「学則」という)」第2条において、「法曹としてふさわしい豊かな人間性と高い倫理観及び創造的な思考力を涵養するとともに、幅広い教養と専門的な法知識を教授し、並びに法的諸問題を解決する国際的に活躍し得る優れた資質と能力を有する法曹を養成することを目的とする。」と明確に規定されている。以上のように、本法科大学院の教育の理念・目的及び教育目標は、明確に設定されており、法科大学院制度の目的に十分適合するものである。						1-1 法科大学院学則 1-2 「明治大学法科大学院ガイドブック 2014年度版」4頁,42頁 1-3 「2013年度法科大学院要項」1頁 1-4 「2013年度法科大学院要項」1頁 1-4 「2013年度法科大学院シラバス(授業計画)」巻頭 1-5 「2014年度明治大学法科大学院入学試験要項」 1-6 明治大学法科大学院ホームページ「法科大学院の教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」 http://www.meiji.ac.jp/laws/policy/copy_of_law_cp.html 1-7 明治大学法科大学院ホームページ 『法科大学院学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)』 http://www.meiji.ac.jp/laws/policy/law_dp.html	
b ●当該大学、学部・研究科の理念・目的は、建学の精神、目指すべき方向性等を明らかにしているか。 【約100字】	法科大学院の将来的な方向性については、目指すべき人材像において、「国家的使命の一翼を担うとともに、本学の建学の精神である「権利自由」「独立自治」という教育理念を現代的に受け止め、「『個』を大切にする法曹」「人権を尊重する法曹」を養成することを目的とします。」と定めており、目指すべき方向性を明確にしている。						1-8 明治大学法科大学院ホームページ 1-1 【再掲】 法科大学院学則 1-2 【再掲】「明治大学法科大学院ガイドブック2014年度版」4頁、42頁 1-3 【再掲】「2013年度法科大学院要項」 1頁 1-4 【再掲】「2013年度法科大学院シラバス(授業計画)」巻頭 1-5 【再掲】「2014年度明治大学法科大学院入学試験要項」 1-6 【再掲】明治大学法科大学院ホームページ「法科大学院の教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」 http://www.meiji.ac.jp/laws/policy/copy_of_law_cp.html 1-7 【再掲】明治大学法科大学院ホームページ『法科大学院学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)』	
(2) ●●研究科の理念・目的が、 a  ◎公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、当該大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表していること  【約150字】	いるだけではなく、『法科大学院シラバス』にも掲載しており、学 内行事における挨拶やガイダンス等においても説明を行うことによ	本法科大学院においては、理念・ら 目的及び教育目標が明確におらる れており、FD研修会に共有する うにしている(評価の視点1一 1)。 複数数員が同一科目を担当育活の 長には、「チームとの研修会に計でする場合 会には、「チームの研修会に計でする場合 手法を採用し、FD研修会検討でする 場合により、理念のに対している というでは、 は、「手の研修を検討でする場合 は、「手ののでは、 を関係した。 は、「手ののでは、 は、 は、 は、「手ののでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	念・目的及び教育目標の学生へ 食の浸透行っているにもかかわら ず,目先の課題に追われ勉学の 目標が明確に定まっていない学 生も存在している(評価の視点 1-3)。	活用し、理念・目的及び教育目標の一層の浸透を図るべく、不	理念・目的及び教育目標の一層の 育目標の一律部		1-1【再掲】 法科大学院学則 1-2【再掲】「明治大学法科大学院ガイドブック2014年度版」4頁,42頁 1-3【再掲】「2013年度法科大学院要項」1頁 1-4【再掲】「2013年度法科大学院要項」1頁 1-4【再掲】「2014年度明治大学法科大学院入学試験要項」1-6【再掲】明治大学法科大学院ホームページ「法科大学院の教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ボリシー)」http://www.meiji.ac.jp/laws/policy/copy_of_law_cp.html 1-7【再掲】明治大学法科大学院ホームページ『法科大学院学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)』http://www.meiji.ac.jp/laws/policy/law_dp.html 1-8【再掲】明治大学法科大学院ホームページ『法科大学院入学者の受入方針(アドミッション・ポリシー)』http://www.meiji.ac.jp/laws/entrance/admission.html	

#### 2012年度明治大学法科大学院 自己点検・評価報告書

	現状の説明	評	価		発展計画		根拠資料
点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。	C列の点検・評価項目について、	効果が	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点	に対する発展計画	AUTE 、そ位を事むに
●…学部等が掲げる方針や目標の 達成状況を評価する項目です。	必ず記述してください	上がっている点 F列の現状から記述			(当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述	Alt+Enterで箇条書きに
	切性について定期的に検証を行っているか						
a ●理念・目的の適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。。 【約300字】	理念・目的・教育目標の検証については、本法科大学院においては、毎年9月及び3月に開催されるFD研修会における専攻別分科会及び授業担当者間の検討を通じ、不断の検証を行っている。また、教育等関係常置委員会及び教授会においても、FD研修会などで検討した教育目標の達成状況等を踏まえ、カリキュラムの改訂、教育方法の改善などについての不断の検証を行っている。さらに、年に2回開催されている『学生の意見を聞く会』などで学生から提起された問題についても、教育等関係常置委員会や執行委員会で検討し、改正すべき問題について教授会に諮っている。		教育大学に、   大学院の教育の   大学院の教育の   大学院の教育の   大学院の教育の   大学院の教育の   大学院の教育の   大学院の教育の   大学院の教育の   大学院の表示を、   大学院の表示を、   大学院の表示を、   大学院の表示を、   大学院の表示を、   大学院の表示を、   大学院の表示を、   大学院の表示を、   大学院の表示を、   大学の表示を、   大学の表示を、   大学に、   大学の表示を、   大学の表示を、   大学を、   大学の、   大学の、   大学を、   大学、   大学、			FD研修会や教育では、 関係を会や教育では、 関係によるにというでは、 関係に対して、 を通じたするにというでは、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 をがして、 をがいた、 をがいた、 を通じとのでいた。 を通じとのでいた。 を通じとのでいた。 を通じとのでいた。 を通じとのでいた。 を通じとのでいた。 をがいた。 をがいた。 ででは、 をがいた。 ででは、 でででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 でででは、 でででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででが、 ででは、	

# 第3章 教員・教員組織

J	点検・評価項目	現状の説明	<b></b>	価		発展計画		根拠資料
	法令等の充足を評価する項目です。 学部等が掲げる方針や目標の	C列の点検・評価項目について、	効果が 上がっている点	改善を要する点	効果が上がっている点 に対する発展計画	改善を要する点( (当年度・次年度対応)	<ul><li>対する発展計画 (中長期的対応)</li></ul>	Alt+Enterで箇条書きに
	達成状況を評価する項目です。	必ず記述してください 	F列の現状から記述	F列の現状から記述	G列における伸張項目	H列にあれば記述	H列にあれば記述	, it i this certain
(1)		像および教員組織の編制方針を明確に定めているか						
a	対する姿勢等,大学として求められる教員像を明らかにしたうえで,当該大学,学部・研究科の理念・目的を実現するために,学部・研究科ごとに教員組織の編	法曹養成教育を行い,かつ修了者には法務博士の学位を授与するに値する高度な教育を実施している。	は、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、		専に能力等では、 を指導業のでは、 を指導業のでは、 を指導業のでは、 を指導業のでは、 を指導業のでは、 を指導業のでは、 を指導業のでは、 を指導等のでは、 を指導等のでは、 を指導等のでは、 を記述されていてするのでは、 を記述されていてするのでは、 を記述されていてするのでは、 を記述されていてするのでは、 を記述されていてするのでは、 を記述されていてするのでは、 を記述されていてするのでは、 を記述されていていていていていていていていていていていていていていていていていていてい			3-1 「明治大学教員任用規程」 3-2 「明治大学特任教員任用基準」 3-3 「明治大学客員教員任用基準」 3-4 「明治大学兼任講師任用基準」 3-4 「明治大学兼任講師任用基準」 3-5 「学部長会における教員の任用及び科大学院教」の任用及び科大学院の更新に関する内規」の用が大学法科大学院教授会規程」
b		法科大学院では、「専門職大学院設置基準」等の関連法令及び「明治大学教員任用規程」「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準」等の学内諸規程を踏まえて、「法科大学院教員の任用、昇格及び任用の更新に関する内規」において、教員の任免について定めている。任用のためには、「その担当する専攻分野に関し高度の教育上の指導能力があり、かつ、その専攻分野における教育上・研究上の業績(研究者教員)または実務上の経験及び高度の実務能力を有する者(実務家教員)」であることが求められている。任用時に求める具体的な基準は、研究者と実務家それぞれに職格ごとに定めている(「法科大学院教員の任用、昇格及び任用の更新に関する内規」第9条~12条)。教員の昇格についても、任用に基準を内規に定めている(「法科大学院教員の任用、昇格及び任用の更新に関する内規」第14条~16条)。	ついては、本法科大学院においては、本法科大学院においては、すべての教員の任用及び昇格が法令に準拠した学内の統一規則である任用基準により行われており、適正な手続きで行われている(評価の視点3-12)(評価の視点3-13)。					3-1【再掲】「明治大学教員任用規程」 3-2【再掲】「明治大学特任教員任用基準」 3-3【再掲】「明治大学客員教員任用基準」 3-4【再掲】「明治大学兼任講師任用基準」 3-5【再掲】「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準」 3-6【再掲】「法科大学院教員の任用の規」 3-6【再掲】「法科大学院新に関する内規」 3-7【再掲】「明治大学法科大学院教授会規程」
С	在を明確にしていること。 【約300字】	法科大学院においては、最高意思決定機関として教授会が設置され(学則第10条第1項)、重要事項を決定している。本法科大学院の科目担当教員(実務家でない特任教員、客員教授、兼担教員・兼任教員)も、カリキュラム編成、学生の身分及び試験に関する事項については、教授会の議決に加わることができるとされている(学則第10条第6項。この場合の教授会を「拡大教授会」という)。 法科大学院には、運営の円滑化を図るため、法科大学院長の下に、6つの常置委員会が設置され、教授会から委託された教授会の決議事項を先議し、教授会に報告し、その承認を得ることを任務としている(教授会規程第12条)。また、法科大学院長及び各常置委員会をもしている。に、教授会にの上程を決定している。に、新行委員会を開催し、各常置委員会から報告された事項を整理し、教授会への上程を決定している。 は科大学院では、2014(平成26)年度には、併設法律事務所(ローファーム)を開設し、同年後期には新たな実務基礎科目として「リーガル・クリニック」の開講を予定しており、これに合わせて実務教育の運営についてニック」の開講を予定しており、これに合わせて実務教育の運営について、「実務教育委員会」では、併設法律事務所との連携・協力に関することとした。「実務教育委員会」では、併設法律事務所との連携・協力に関することとした。「実務教育委員会」では、併設法律事務所との連携・協力に関することとした。「実務教育委員会」では、併設法律事務所との連携・協力に関することとした。「実務教育委員会」では、併設法律事務所との連携・協力に関することとした。「実務教育委員会」では、保護とは、対している。			法科大学院理・運営に 関東に を整備でいた(学生 を表現程になり。が学院とは を表現を表現である。 が学院である。 が学院である。 でののものが学院である。 でを短れているが学院である。 でを短れているが学院である。 でを短れが学院である。 でを短れているが学院である。 でを短れている。 が学にないながでいたがでいた。 を対して、 を対して、 を対して、 をのいな制でした。 を対して、 をがあまして、 をでいな制でいる。 をでいな制でいる。 をでいな制でいる。 をでいな制でいる。 をでいな制でいる。 をでいな制でいる。 をでいな制でいる。 を	2013(平成25)年度中に 「実務教育委員会」設置 し,実務教育全般に関わる 課題を一元的に取り扱い, 理論と実務の架橋を組織的 に行う体制を強化する(評 価の視点2-9)。		3-7【再掲】「明治大学法科 大学院教授会規程」 3-8「明治大学法科大学院学 則」 3-9「明治大学法科大学院常 置委員会に関する内規」 3-10「2013年度法科大学院運 営組織」

#### 2012年度明治大学法科大学院 自己点検・評価報告書

点検・評価項目	現状の説明	部	価		発展計画		根拠資料
◎…法令等の充足を評価する項目です。	C列の点検・評価項目について、	効果が	改善を要する点	効果が上がっている点		に対する発展計画	AU I F ・ で焼を書むに
●…学部等が掲げる方針や目標の 達成状況を評価する項目です。	必ず記述してください	上がっている点 F列の現状から記述	F列の現状から記述	に対する発展計画 G列における伸張項目	(当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述	Alt+Enterで箇条書きに
(2)●●研究科の教育課程に相応し	しい教員組織を整備しているか		<u>'</u>		119 31 = 09 1 = 10 1 10 1	119 31 2 03 1 2 10 110 110 11	•
教員の編成方針に沿った教員組織	の整備						
a	本法科大学院に必要な専任教員数は34名であるが、2013(平成25)年5月1 日現在、39名の固有の専任教員と12名の特任教員(有期専任教員 3名、みるとし専任教員 9名)の合計51名の教員が在籍しており、専任教員数に関するた合上の基準を遵守している(評価の視点3-1)。また、専任教員を3つられ、学数以上は原則として教授であることが法令上必要とされるが、本法科大学院では、51名の専任教員(みなし専任教員を含む)の全員遵守している(平成の視点3-3)。法科大学院においては、実務家教員として、2013(平成25)年度には9名の専任教員及び9名のみなし専任教員が在籍しており、学院においては、法律基本科目の各科目への専任教員の配置について、明訴訟法 4名、民事訴訟法 10名(内特任2名)であり、各科目とも適いな話に表れている(評価の視点3-6)。本法科大学院においては、法律基本科目とも適いな記憶がなされている(評価の名、日本・2名(内特任2名)であり、各科目とも適いな記憶がなされている(評価の名、11.8%)、30歳代は0名(0%)、71歳以上は1名(2.0%)である。法科大学院では経験豊かな教員スタッフが求めら、法科大学院の持定のとおり、2013(平成25)年5月1日現在、61歳が6名(11.8%)、30歳代は0名(0%)、71歳以上は1名(2.0%)である。法科大学院では経験豊かな教員スタッフが求めら、法科大学院の持定の経験豊かな教員スタッフが求めら、法科大学院のお養しているとは記めら、法科大学院の教員の明正任用人事を行い、教員の若返りを積極的に図っていく必要がある(評価の視点3-9)。また、本法科大学院の教員の明女比は、2013平成25)年5月1日現在、専行及び特任教員合計51名において、男性、女性生41:10で、女性表目の比重が低いことは認めざるを得ない(評価の視点3-10)。	大学院においては、法令上負責の 準を満たしており、はの名を上負責の 配置やも、とでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	法科大学院の専任及び特任教員 の年齢構成は、60歳代が半教以 上を占めており、年代別の在籍 率に大きな偏りが存在する(評 価の視点3-9)。また、女性 教員の占める割合が低い(評価	本法科大学院の理念・目的及び 教育目標を達成する観点から, 適切な教員組織を実現するため に将来を見据えた任用計画を策 定する(評価の視点3-1)		大学院の将来の教育に支障が生じないようにするため、本法科大学院の毎任及び拝任教員の年齢構成の偏りを是正することを念頭に置いた教員の任用を積極的に行う(評価の視点3-9)。教員の男女比について	3-12 「法科大学院基礎データ」(表5) 3-13 「法科大学院基礎データ」(表6) 3-14 「法科大学院基礎データ」(表7) 3-15 「法科大学院基礎データ」(表7)
整合性がとれているか。 【600~800字】	専任教員の分野構成、科目配置については、本法科大学院においては、法律基本科目の各科目への専任教員の配置について、以下の表のとおり、公法系が憲法4名、行政法3名、民事法系が民法7名、商法5名(内特任1名)、民事訴訟法12名(内特任4名)であり、各科目とも適切な配置がなされている(評価の視点3-6)。本法科大学院においては、法律基本科目以外の基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員配置について、基礎法学・隣接科目を担当する専任教員9名であり、いずれも適切な配置がなされている。各科目における専任教員担当比率は、法律基本科目92.2%、基礎法学・隣接科目に対け、展開・先端科目74.7%であり、各科目とも専任教員が中心となって担当している(評価の視点3-7)。さらに、本法科大学院においては、主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置についても、専任教員17名(内特任10名)が担当しており、適切な配置がなされている(評価の視点3-8)。	大学院においては、法令上の基準を満たしており、専任教長のの配置や専任教員に占基準科長の割合も、法からら、び教知なを上付をあらえたが、での理念・うえで、の数は実現されてい価の視点3-1)(評価の視点3-2)(評価の視点3-3)。 専任教員の分野構成、科目配置については、本法科大学院にお		専任教員の分野構成、科目配置については、法律基本科目を中心とした適切な配置の維持が重要であるため、適切な配置のための教員の任用を着実に行う(評価の視点3-6)。			3-11【再掲】「法科大学院基礎データ」(表2) 3-12【再掲】「法科大学院基礎データ」(表5) 3-13【再掲】「法科大学院基礎データ」(表6) 3-14【再掲】「法科大学院基礎データ」(表6) 3-14【再掲】「法科大学院基礎データ」(表7)
教員組織を検証する仕組みの整備							
c ●教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。【600~800字】	法科大学院では、法科大学院長を委員長とする人事関係常置委員会を置き、 カリキュラム編成と教員の構成との関係を注視しながら、大学が毎年度定め る「学長方針」や「教員任用の基本計画」に基づき、任用計画を策定してい						3-16「明治大学法科大学院常 置委員会に関する内規」

点検・評価項目	現状の説明	_	平価		発展計画		根拠資料
<ul><li>◎…法令等の充足を評価する項目です。</li><li>●…学部等が掲げる方針や目標の 達成状況を評価する項目です。</li></ul>	C列の点検・評価項目について、 必ず記述してください	効果が 上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述	に対する発展計画 (中長期的対応) H列にあれば記述	Alt+Enterで箇条書きに
(3)教員の募集・採用・昇格は適	切に行われているか				11711-137 010 HBXL	путе бутото даже	
	教員の募集・任免・昇格については、「明治大学教員任用規程」「明治大学 特任教員任用基準」「明治大学客員教員任用基準」「明治大学兼任講師任用 基準」「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準」などの法令に準拠						3-1 【再掲】「明治大学教員任用規程」 3-2 【再掲】「明治大学特任教員任用基準」3-3 【再掲】「明治大学客員 教員任用基準」3-4 【再掲】「明治大学 兼任 講師任用基準」3-5 【再掲】「学部長会に在 はる教員の任用及び昇格審査 進」3-6 【再掲】「法科大学院 費」3-6 【再掲】「法科大学原新に関する内規」 3-7 【再掲】「明治大学法科大学院教授会規程」
(4)教員の資質の向上を図るため	 の方策を講じているか						
教員の教育研究活動等の評価の実	12.11						
a ■教員の教育研究活動の業績を 適切に評価し、教育・研究活動の 活性化に努めているか。 【400字】	教育研究の評価と教育方法の改善については、本法科大学院においては、各教員が積極的に教育研究を行っており、その成果は、法科大学院論集などで公表されている。注科大学院論集に沿立てている(評価の視点3-18)。教員の教育研究条件については、法科大学院の授業負担が過大であり、授業を行いながら、十分な研究を行う時間を確保することが困難であることがら、教員の研究活動の一層の活性化のためにも法科大学院への在外研究制度及び特別研究者制度の利用枠を増加させる働きかけを積極的に行っていく(評価の視点3-14)(評価の視点3-15)。		教育に対している。 教育大活性を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を				す , 化 外 の の を 視
教員の資質向上のための研修・諸	│ 背活動(FD)の実施状況とその有効性		(K) IIM - DOM -				
b ●教育研究、その他の諸活動 (※)に関する教員の資質向上を 図るための研修等を恒常的かつ 適切に行っているか。 (※)社会貢献、管理業務などを 含む『教員』の資質向上のための	本法科大学院においては、FD活動に力を注いでおり、FD研修会には、専任教員、特任教員だけでなく、兼担教員、兼任教員も参加している。これにより、理念・目的及び教育目標の共有を徹底できるだけでなく、各専攻における授業の評価、改善についての議論が活発になされており、出された意見は、教育等関係常置委員会や教務等関係常置委員会における検討を経て、本法科大学院全体の教育方法の改善につながっている(評価の視点3-19)。FD研修会は、「明治大学法科大学院FD研修に関する申合せ」に基づき実施し、前期は平日に半日、後期は休日を丸1日費やして行っている	ならず、兼任教員も含めた多くの教員が参加し、活発な議論が行われており、教員の意思疎通の問題意識の共全もに、教員の問題意識の視点2-39)(評価の視点2-40)。	善善性のいては、教育研究の評価 及び教育方法の改善に向け、F D研修会などを通じ、より組織 的な検討を行う(評価の視点3				3-18「法科大学院FD研修に 関する申合せ」 3-19「2012年度明治大学 法科大学院FD研修会(第1 回)次第」 3-20「2012年度明治大学 法科大学院FD研修会(第2 回)次第」

### 第5章 学生の受け入れ

点検・評価項目	現状の説明	評	西		発展計画		根拠資料
<ul><li>○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	C列の点検・評価項目について、 必ず記述してください	効果が 上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に (当年度・次年度対応) H列にあれば記述	対する発展計画 (中長期的対応) H列にあれば記述	Alt+Enterで箇条書きに
学生の受け入れ方針を明示している	か(「AP」の全文記述は不要です)	1940996000 5 11122		באיאוריון שי לו נוסו בוויעט	ログリンのイルよ記述	ログリンのイルよに連	
	こ入学するに当たり修得しておくべき知識等の内容・水準の明示及び社会への公表						
<ul> <li>◎理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、デ部・研究科ごとに定めていること。</li> <li>◎公的な刊行物、ホームページ等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表していること。【約400字】</li> </ul>							5-1 「明治大学法科大学院ガイドブック2014年度版」 5-2 「2014年度明治大学法科大学院入学試験要項 5-3 明治大学法科大学院ホームページ『入学者学 け入れ方針 (アドミッシン・ポリシー)』 http://www.meiji.ac.jp/ ws/entrance/admission.l
  がいのある学生の受け入れ方針と							
●該当する事項があれば説明する【約200字】	入学試験における身体障がい者等への配慮については、事前に身体障がい者等にどのような対応が可能か検討し、準備した上で臨んでいる。たとえば、車いす受験の場合は、可動式の机を出入りがしやすい入り口付近に配置し、影響の少ないように配慮し、あるいはパソコン入力の必要がある場合には、別室を用意するなど入試当日の受験体制に万全を期している。なお、車いす受験は、2010(平成22)年度入試で1名、2013(平成25)年度入試で1名の実績がある(評価の視点4-13)。						5-2【再揭】「2014 度明治大学法科大学院 学試験要項」巻頭
学生の受け入れ方針に基づき、公正	Eかつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか						
集、入学者選抜の実施方法は整合性が取れているか。(公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか、必要な規定、組織、責任体制等の整備しているか) 【約600字】	に、筆記試験のほか、書類選考を行うとともに、法学未修者選抜においては面接も実施し(2014(平成26)年度入試より廃止)、これらの選抜を通じて、社会の不正義に対する客観的な認識・分析とこれを正そうとする熟意と意欲を備えた人材評価に努めている。 具体的な選抜方法は、未修者コース選抜 (法科大学院を3年間で修了するコース)と既修者コース選抜 (法科大学院を2年間で修了するコース)の二つの柱からなる。① 未修者コース選抜 第一次選考の書類選考と筆記試験、および第二次選考の面接を実施し、最終的な合否判定は、第二次選考(面接)での評価を第一次選考の結果と合わせて総合的に行っている。なお、2014(平成26)年度人式(2013(平成25)年9月実施)より、第二次選考(面接)を廃止することとした。先行して2011(平成23)年度入試から面接を廃止した既修者コースにおいても、面接試験の代替として書類選考を重視することにより対応し、受験生の担ており、未修者コースにおいても、面接試験の代替として書類選考を重視することにより対応し、受験生の権力をを超減することにより対応し、受験生の担ており、未修者では、法学、自様に、法学既修者選抜においても強力にないて、法書としての資質審査を加えることととし、志願者調書の記述量を従来より増やすこととした。これに合わせて書類選考において、法書と筆記試験を実施している。なお、2010(平成22)年度入試までは、法学未修者選抜と同様に、法学既修者選抜においても面接を課した。2010(平成22)年度入試までは、法学未修者選抜と同様に、法学既修者選抜においても面接を課人基本的な資質を問うとともに、上記4科目を中心に口頭試問を行きたが、2011(平成23)年度月末に表別の生活が、4科目の論文試験などの考方面からの要素で合否の判定を行うことが可能であり、加強を実施しなくても十分に資質の判定が可能であると判断したからである。 ※両コース共通事項(最低基準点制度など)法科大学院の大幅減少を踏まえ、一定の質の確保を社会的に求められるようになったことに対応し、2011(平成23)年度人試(2010(平成22)年9月実施)から適性試験においてよ、経済対応し、2011(平成23)年度月末施)から適性試験においては、法律工を決定を対策を対応し、2011(平成23)年度月末施)から適性試験においては、環にお対応し、2011(平成23)年度月末施)から適性試験においては、経済が応じ、2016年度対応し、2016年表に対応といては、経済を表別をおきないでは、2016年表別をおいては、2016年表別をおいては、2016年表別をおいては、2016年表別をおいては、2016年表別を表別を記述されても、2016年表別を記述されては、2016年表別を記述されても、2016年表別を記述されては、2016年表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	施性、分別では、大学院では、大学院では、大学院では、大学院では、大学院では、大学院では、大学院では、大学院では、大学院、大学院、大学院、大学院、大学院、大学院、大学院、大学院、大学院、大学院		公との学策では、大大と者を必要生に視しています。 を関するのようでは、これでは、大大と者を必要生に視し、多に、多いでは、いべけ、のののは、いべけ、ののののは、いでは、いなのののがでは、いべけ、ののののがでは、いべけ、ののののがでは、いべけ、のののののがでは、いなり、となり、では、いなのでは、は、いないは、は、いないは、は、いないは、は、は、は、は、は、は、は、は、は			5-1【再掲】「明治大学 法科大学院ガイドブック 2014年度版」 5-2【再掲】「2014年月 明治大学院入学書 験要項」 5-4 明治大学法科大学院ホームページ『出願条 件』 http://www.meiji.ac.jp/ ws/entrance/syutuganshi ku.html

#### 2012年度明治大学法科大学院 自己点検・評価報告書

点検・評価項目	現状の説明	部	価		発展計画		根拠資料
<ul><li>◎…法令等の充足を評価する項目です。</li><li>●…学部等が掲げる方針や目標の 達成状況を評価する項目です。</li></ul>	C列の点検・評価項目について、 必ず記述してください	効果が 上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点I (当年度・次年度対応) H列にあれば記述	こ対する発展計画 (中長期的対応) H列にあれば記述	Alt+Enterで箇条書きに
(3)適切な定員を設定し、入学者を受け	ナ入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適切に管理しているか						
収容定員に対する在籍学生数比率の							
独立大学院などにおいて、在籍	入学者選抜における競争性の確保については、下記の表のとおりである。志願者数の減少傾向は続いているが、本法科大学院では一定の競争率はなお維持されている。現在、入学者定員は、法学未修者80名、法学既修者90名、合計170名としている(評価の視点4-4)。年度 志願者数 合格者数 入学者数 倍率20043、1884471917.1320052、5893832096.8020061、9055061963.7620072、3115202404.4520082、4194641785.2120091、9884991753.9820101、2075142962.3520111、3563171004.28220129883921312.5220138563771372.27						5-5 「法科大学院基礎データ」(表13)
	ᆒᆂᅔᄆᆢᄤᆉᅚᄿᄷ						
収容定員に対する在籍学生数の過 □ ◎現状と対応状況【約200字】	大九定に関する対応   定員管理については、2010 (平成22) 年度入試において予想を遙かに超える手続率となったことから、大幅な定員超過となった (法学未修者160名、法学既修者136名、合計296名)。このため、文部科学省とも協議の上、2011 (平成23) 年度入試において、入学定員は減少させずに、募集定員を減少させること (法学未修者約60名、法学既修者約60名、合計120名) とし、合格者数決定に際しても、手続率を考慮しつつ慎重な判定を行う方針で臨んだことから、2011 (平成23) 年度の入学者数は、法学未修者48名、法学既修者52名、合計100名となった。2012 (平成24) 年度入試では、募集定員を学則に定める入学定員170名としたが、最終的に入学者は131名となった。合格発表ならびに入学金・授業料納付の後に生じた、合格者の辞退数の状況変化に対応しつつ、慎重な判定を踏まえた追加合格の決定を行った (評価の視点4-14)。2013(平成25)年度入試では、募集定員を学則に定める入学定員170名としたが、最終的に入学者は346名であり、実質的な収容定員に未修3年分の入学定員とを合計)420名に対する充足率は0.82となっている(評価の視点4-15)。						5-5【再掲】「法科大学院基礎データ」(表13)
	の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか						
証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	2012(平成24)年度からは、「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」「教育課程・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」及び「入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)」の内容の検証を徹底するため、毎年1回改訂すべき点の有無を教授会で検討し、改訂の必要が無い場合であっても、その旨を議決することとした。2012(平成24)年度は、2013(平成25)年1月24日開催の拡大教授会において検討を行い、改訂の必要がない旨を、議決した。その後、2014(平成26)年度以降の入学試験における面接の廃止が決定されたことに伴い、2013(平成)年4月4日開催の拡大教授会において、「入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)」を一部改正した(評価の視点1-5)。 入学者選抜方法の検証については、本法科大学院においては、入試等関係常置委員会が設置されており、入試選抜の方法およびそのあり方について検討を重ね、改善を続けてきている。その上で、検討結果を教授会に報告し、各方面からの意見を集約した上で改善するように努めている(評価の視点 $4-10$ )。						5-6「明治大学法科大学院常置委員会に関する内規」